

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
「グループホームガーデンの家落合南」 重要事項説明書

当事業所（以下「事業所」という。）はご契約者に対して認知症対応型共同生活介護サービス（以下「介護サービス」という。）を提供します。ホームの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

＊ 当事業所への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援２」及び「要介護」と認定され、かつ認知症の状態である方が対象となります。

１ 事業所経営法人

法人名	有限会社サカコーポレーション
法人所在地	広島県広島市安佐南区緑井六丁目２８番１号
電話番号	０８２－８３１－２０２０
代表者氏名	代表取締役 坂 聡一郎
設立年月	昭和６０年６月４日

２ ご利用施設

施設の種類	認知症対応型共同生活介護
施設の名称	グループホームガーデンの家落合南
施設の所在地	広島県広島市安佐北区落合南九丁目５番２０号
電話番号	０８２－８４３－４１６５
管理者氏名	阿波 竜史郎
開設年月	平成２８年１１月１日
入所定員	９名（１ユニット）

（１） 事業所の目的

要介護状態の認知症のある被保険者（以下、「利用者」という。）について、介護サービスに基づき、家庭的な環境の中で、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的とします。

（２） 事業所の運営方針

認知症になり要介護状態となっても、人間として尊厳をもって最期まで本人らしい生活をしていくことを目的に、共同生活を営むためのいろいろなサービスを提供します。

3 居室の概要（1ユニット）

居室・整備の種類	室 数	備 考
居室（1人部屋）	9 室	ベッド・洗面付
食堂・リビング	1 室	
台所	1 室	
トイレ	3 室	
浴室	1 室	一般浴槽
洗濯室	1 室	
職員詰所	1 室	

4 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置情况〉＊職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
管理者	1 名	
介護支援専門員		1 名
介護計画作成担当者	1 名	1 名
介護職員	12 名	4 名

平成 30 年 9 月 1 日現在

勤務体制	配置人員
日中 日勤 8：30～17：30	} 3～4 名
早出 7：00～16：00	
遅出 10：30～19：30	
夜間 夜勤 16：00～9：00	1 名

5 職員の職務内容

（1）管理者

従業員の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

（2）介護計画作成担当者

利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成・運用・管理します。

（3）介護職員

利用者の心身状況を的確に把握し、当事業のサービス計画に基づく、入浴、排泄、食

事その他日常生活の介護、相談、援助業務等を行います。

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合
 - ② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
- 上記2種類があります。

(2) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

- ① 食事
 - ・ 栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・ 利用者の持存能力を考慮して自立支援のため、食事作りに加わって頂く機会を多く持ちます。
 - ・ 食事時間は制限致しませんが、おおよその目安は、朝食：7：30～ 昼食：12：00 夕食：18：00～ です。
- ② 入浴
入浴又は清拭をケアプランに基づいて行います。
- ③ 排泄
排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練
利用者の心身等の回復を図る生活リハビリを中心に機能訓練活動を行います。
- ⑤ 生活サービス
日常生活上の世話（離床・着替え・整容・掃除・洗濯等）を、利用者の能力に応じて援助します。
- ⑥ その他自立への支援
持っている力が最大限発揮できるよう、生活意欲が引き出せるよう、利用者の趣味・嗜好に応じて多様なプログラムを取り入れます。

(3) 利用料金について

① 別紙参照

※利用者の要介護度に応じたサービス利用料金（介護保険給付額）を厚生労働大臣が定める負担割合に応じてお支払いいただきます。

(4) 利用料金のお支払い

- ① 利用者は、サービスの対価として、「料金表（別紙）」に定める料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。
- ② 事業者は、当月の利用料金の合計額を、請求書に明細を付して、翌月 15 日までに利用者又はその家族等に通知します。
- ③ 利用者は、当月の利用料金の合計額を請求書にて確認した上で、翌月 26 日までに利用者口座振替の方法で事業者を支払うものとします。
- ④ 事業者は、利用者又はその家族等から利用料金を受領した時は、利用者に対し領収書を発行します。

7 協力医療機関

医療機関名	診療科目	住所
高陽中央病院	整形外科、内科、循環器、眼科、消化器科	広島市安佐北区落合五丁目 1 番 10 号
にしみ皮ふ科アレルギー科	皮膚科、アレルギー科	広島市安佐南区川内五丁目 31 番 11 号
サカ緑井病院	歯科	広島市安佐南区緑井六丁目 28 番 1 号

8 入院に係る取扱い

利用者が病院または診療所に入院した場合でも、管理費等、居室に係る料金については費用がかかります。

9 利用者からの契約解除

- (1) 利用者は、本契約の有効期間中において、本契約を解約することが出来ます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者へ通知することにより、本契約を解除出来ます。
- (2) 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することが出来ます。
 - ① 利用契約 第 8 条 第 2 項により、本契約を解約する場合。
 - ② 利用者が医療機関等に入院し、60 日以内に退院出来る見込みがない場合、又は、60 日を経過しても退院出来ないことが明らかな場合。
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が、第 10 条に定める守秘義務に違反した場合。
 - ④ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ⑤ 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。

1 0 事業者からの契約解除

(1) 事業者は、利用者が、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することが出来ます。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者による、利用契約 第 7 条 第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが しばしば遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
- ③ 利用者が医療機関等に入院し、60 日以内に退院出来る見込みがない場合、又は、60 日を経過しても退院出来ないことが明らかな場合。
- ④ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

1 1 契約の終了

(1) 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

(2) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合、その翌日。
- ② 利用者が死亡した場合もしくは被保険者資格を喪失した場合、その翌日。

1 2 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

(2) 当ホームにおける苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 高橋 育世
- 苦情解決責任者 阿波 竜史郎
- 受付時間 随時
- また、苦情受付ボックスをロビーに設置しています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

広島市介護保険課	TEL 082-504-2183
安佐南区役所福祉課高齢介護係	TEL 082-831-4943
広島県国保連介護保険課	TEL 082-554-0783

1 3 非常災害対策

(1) 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、災害・非常時に

備えた必要な設備を設けております。

- (2) 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年に2回は実施します。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施します。
- (3) 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっています。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されています。

1.4 事故発生、緊急時の対応

状態急変や事故等について、「緊急時マニュアル」に基づき処置を行い、通院が必要な場合には直ちに緊急時協力医療機関へ搬送します。また同時に家族へも連絡し、正確な情報提供に務めます。また市町村、関係機関への連絡を行い、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1.5 拘束等の行動制限

事業所では、サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、以下のような拘束等の行動制限は行いません。万が一、拘束等を行う場合には、必要性や代替策等の検討を十分に行い、同意書を頂きます。その後も経過を見ながら、見直しを行い拘束等の解除に努めます。

- ・車イスやベッド等に胴や四肢を縛る
- ・上肢を縛る
- ・ミトン型の手袋を付ける
- ・腰ベルトやY字型抑制帯を付ける
- ・介護衣（ツナギ）を着せる
- ・車イステーブルを付ける
- ・ベッド柵を4本付ける
- ・居室の外から施錠する
- ・向精神薬を過度に使用する

1.6 虐待防止のための取り組み

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

事業者はサービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

1.7 個人情報の保護

- (1) 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。
- (2) 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

1.8 衛生管理

利用者の使用する施設、設備、器具及び飲料水については衛生的管理に務め、衛生上必要な措置を講ずるものとします。

1.9 地域との連携

認知症対応型共同生活介護サービス等の事業を提供するにあたり、利用者、家族、事業所が所在する自治体の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置します。また、概ね2か月に1回、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

- (1) 報告、評価、要望、助言等については、記録を作成し、公表します。
- (2) 事業の運営にあたっては、地域住民との交流を図るように努めます。
- (3) 事業の運営にあたっては、提供した事業に関する利用者からの苦情に関して、区市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区市町村が実施する事業に協力するように努めます。

認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、利用者に対して契約書及び本書面で重要な事項について説明を行いました。

事業者 【事業者名】 有限会社サカコーポレーション
【住 所】 広島市安佐南区緑井六丁目 2 8 番 1 号
【代表者名】 代表取締役 坂 聡一郎

事業所 【事業所名】 グループホームガーデンの家落合南
【住 所】 広島市安佐北区落合南九丁目 5 番 20 号
【事業所番号】 3 4 9 0 1 0 0 8 5 0

【説明日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【説明者】 _____ (印)

私は、契約書及び本書面により、事業所からグループホームガーデンの家落合南についての重要事項の説明を受けました。

利用者 【住所】 _____

【氏名】 _____ (印)

家族 【住所】 _____

【氏名】 _____ (印)

